

平成七年法律第二百十一号

地震防災対策特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策の実施に関する目標の設定並びに地震防災緊急事業五箇年計画の作成及びこれに基づく事業に係る国の財政上の特別措置について定めるところも、地震に関する調査研究の推進のための体制の整備等について定めることにより、地震防災対策の強化を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(地震防災対策の実施に関する目標の設定)

第一条の二 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十四条第一項に規定する都道府県防災会議及び同法第十七条第一項に規定する都道府県防災会議の協議会(地震災害(地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火事、爆発その他の異常な現象により生ずる被害をいう。以下同じ。)の軽減を図るために設置されているものに限る。)は、同法第四十条に規定する都道府県地域防災計画及び同法第四十三条に規定する都道府県相互間地域防災計画(第三条第二項において「都道府県地域防災計画等」という。)において、想定される地震災害を明らかにして、当該地震災害の軽減を図るために地震防災対策の実施に関する目標(第三条第二項において「実施目標」という。)を定めるよう努めるものとする。

(地震防災緊急事業五箇年計画の作成等)

第一項の規定

害者福祉法第二十九条に規定する身体障害者更生施設で、重度の肢体不自由者を入所させるもの又は同法第三十条に規定する身体障害者療護施設に限る。又は附則第五十八条第一項に規定する知的障害者援護施設（附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法第二十二条の六に規定する知的障害者更生施設（通所施設を除く。）に限る。）は、障害者支援施設とみなして、前条の規定による改正後の地震防災対策特別措置法第四条の規定を適用する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第一百二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一八年三月三一日法律第六号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律による改正後の地震防災対策特別措置法別表第一（公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の木造以外の屋内運動場の補強に係る部分に限る。）の規定は、平成十八年度以降の年度の予算に係る国の補助（平成十七年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成十八年度以降の年度に支出すべきものとされた国の補助及びものとされた国の補助を除く。）又は交付金の交付について適用し、平成十七年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成十八年度以降の年度に支出すべきものとされた国の補助及びものとされた国の補助を除く。）又は交付金の交付について適用し、平成十八年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則 （平成一八年六月二一日法律第八〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成一〇年六月一八日法律第七二号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律による改正後の地震防災対策特別措置法別表第一（公立の幼稚園、小学校、中

学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の幼稚部、小学部若しくは中学部の校舎、屋内運動場又は寄宿舎で地震による倒壊の危険性が高いものの改築及び補強に係る部分に限る。)の規定は、平成二十年度以降の年度の予算に係る国の補助又は交付金の交付について適用し、平成十九年度以前の年度の歳出予算に係る国補助又は交付金の交付で平成二十年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

第三条 地方公共団体が設置する幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の幼稚部、小学部及び中学部の校舎、屋内運動場及び寄宿舎のうち、この法律の施行の際に現に地震に対する安全性に係る建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものについて、この法律の施行前に行われた耐震診断(文部科学大臣の定める方法により地震に対する安全性を評価することをいう。)については、この法律による改正後の地震防災対策特別措置法第六条の二第一項の規定により行われた耐震診断とみなして、同条第二項の規定を適用する。

五十三条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十条及び第七十三条の規定 平成二十四年四月一日までの間において政令で定める日

附 則 (平成二十三年三月二二日法律第一号)
この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年五月二日法律第四〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(調整規定)

第十三条 この法律の施行の日が地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第三十七号)の施行の日前である場合には、前条のうち、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号の改正規定中、「第七十三条」とあるのは「第七十四条」と、同法附則に三条を加える改正規定中、「第七十三条」とあるのは、第七十四条」と、「第七十四条」とあるのは、第七十五条」と、「第七十五条」とあるのは、第七十六条」とする。

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二四年六月二七日法律第五一号)
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 略
二 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第五条から第八条まで、第十二条から第十六条まで及び第十八条から第二十六条までの規定 平成二十六年四月一日

附 則 (平成二七年六月二十四日法律第六号)
この法律は、公布の日から施行する。

立訓練を行うものに限る。) のうち、木造の施設の改築	公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の幼稚部、小学部若しくは中学部の校舎、の屋内運動場又は寄宿舎で、地震による倒壊の危険性が高いもののうち、やむを得ない理由により補強が困難なもの改築	公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校、又は中等教育学校の前期課程の校舎又は屋内運動場で、木造以外のものの補強(次項に掲げるものを除く。)	公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の幼稚部、小学部若しくは中学部の校舎、の屋内運動場又は寄宿舎で、地震による倒壊の危険性が高いものの補強	ム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十一項に規定する障害者支援施設(同条第七項に規定する生活介護又は同条第十二項に規定する自立訓練を行うものに限る。)のうち、木造の施設の改築
児童福祉法第七条第一項に規定する乳児院の分	児童福祉法第八条第一項に規定する救護施設若しくは児童心理治療施設の分	児童福祉法第三十八条第一項に規定する救護施設、老人福祉法第五条の三に規定する養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの分	児童福祉法第七条第一項に規定する乳児院の分	児童福祉法第七条第一項に規定する乳児院の分
合	担	の	都	の
六	割	一	県	一
一	負	分	道	分

事業の区分
別表第二(第四条関係)

地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な分井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他他の政令で定める施設又は設備の整備で地方公共団体が実施するもの

負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な政令で定める設備又は資機材の整備で地方公共団体が実施するもの

地震災害時における迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行ふために必要な防災行政無線設備その他の政令で定める施設又は設備の整備で地方公共団体が実施するもの

ム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十一項に規定する障害者支援施設(同条第七項に規定する生活介護又は同条第十二項に規定する自立訓練を行うものに限る。)のうち、木造の施設の改築